

令和 8 年 第 7 回

松山市教育委員会定例会

会 議 録

(令和 8 年 7 月 1 4 日)

議 事 日 程

日程順序	議案等番号	件 名	担 当 課
日程第 1	議案第 23 号	松山市招致外国青年任用規則の一部改正について	学校教育課
日程第 2	議案第 24 号	社会教育委員の退任及び委嘱について	地域学習振興課
日程第 3	議案第 25 号	公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について	地域学習振興課
日程第 4	報告第 8 号	学校運営協議会委員の解任及び任命について	学校教育課
日程第 5	報告第 9 号	松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について	保健体育課
日程第 6	報告第 10 号	松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について	教育支援センター 事務所

○出席委員（５名）

前田昌一教育長

緒方義彦委員、田中ひとみ委員、河原成紀委員、芳野玲子委員

○出席職員（１４名）

百田事務局長、石川学校教育担当次長兼教育総務課長、今村社会教育担当次長、眞鍋教育施設担当次長、茅田学校教育課長、綿井学校教育課教職員担当室長、今泉教育研修センター事務所長、大野保健体育課長、毛利地域学習振興課長、越智教育支援センター事務所長、門田中央図書館事務所長、佐保学習施設課長、栗原文化財課長、伊藤子規記念博物館長

○事務局（９名）

東島教育総務課主幹、梅木教育総務課主査、野瀬教育総務課主査、難波教育総務課主事、本田学校教育課主幹、大野学校教育課主幹、大澤学校教育課副主幹、清水学校教育課主査、三好保健体育課副主幹

○傍聴人（１名）

(石川次長)

御起立をお願いします。

一同、礼。

御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和8年第7回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に、田中委員を指名いたします。

ここでお知らせいたします。

本日の定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、御報告いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第23号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしくお願いします。

議案書1ページをお願いいたします。

それでは、議案第23号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」説明いたします。

松山市教育委員会では、児童生徒に生きた英語に触れる機会を提供するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業J E T (ジェット) プログラム」を活用し、外国語指導助手、いわゆるALTを会計年度任用職員として雇用しており、勤務条件等の必要な事項については、松山市招致外国青年任用規則で定めています。

今回の改正内容は、松山市会計年度任用職員の休暇に関する要綱の一部改正に伴い、他の会計年度任用職員との勤務条件の均衡を保つため、ALTが取得する特別休暇の「妊娠検診」「通勤緩和」「育児時間」も無給から有給とするものです。

加えて、つわりにより勤務することが困難である場合の休暇やいわゆる「夏季休暇」に関する事項を規定するなど、所要の規定を整備するもので

す。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等もないようですから採決いたします。

議案第23号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課の毛利です。よろしくお願いします。

お手元の資料7ページをお願いします。

議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条及び松山市社会教育委員条例第2条により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、3名が退任し、新たに4名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、各団体の役員改選に伴い、辞任願が提出されたものです。

また、委嘱を予定している方は、先ほどの退任

3名の後任の方々およびすでに退任されたあと、欠員となっていた委員の後任の方1名です。

任期は、前任者の残任期間となる3名の方々は、令和8年7月15日から令和9年11月14日までです。

今回新たに就任を予定しています大石委員につきましては、任期は2年となることから、令和8年7月15日から令和10年7月14日までとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願いします。

お手元の資料9ページをお願いします。

議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条と松山市公民館運営内

規により公民館長の意見を聞いて、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、公民館運営審議会委員のうち3名が退任し、新たに4名を委嘱するものです。退任される方は、各団体の役員改選により、辞任願が提出されたものです。

また、委嘱を予定している方は、先ほどの退任者および、すでに退任された委員の後任の方であり、任期は、令和8年7月15日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 報告第8号「学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしくお願いします。

議案書11ページをお願いいたします。

それでは、報告第8号「学校運営協議会委員の解任及び任命について」御説明いたします。

学校運営協議会委員については、5月12日の第6回教育委員会定例会で、市立小中学校の校長から推薦のあった計226名の御承認をいただいたところ です。

そのうち、勝山中学校の学校運営協議会委員小島美香氏と桑原中学校の学校運営協議会委員山本敦子氏から、一身上の都合により、5月15日付けで辞任の申し出があったことから、解任するとともに、新たな学校運営協議会委員として、勝山中学校の菅久美氏と桑原中学校の相原由紀氏を任命することについて、急施を要することから、教育長の専決により処理いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、任期は令和8年5月16日から令和9年4月30日までです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第8号「学校運営協議会委員の解任及び任命について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第5 報告第9号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を議題といたします。

大野保健体育課長から説明を求めます。

(大野課長)

保健体育課の大野です。よろしくお願いいたします。

配布資料の14ページをお願いします。

報告第9号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」御説明させていただきます。

本市では、学校給食法等に基づき、学校給食を提供しており、松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例により、給食費の管理に関し必要な事項を定めています。

今回、この条例の一部改正に伴い、学校給食費の管理を保健体育課、幼稚園給食費の管理を保育・幼稚園課の所管に改める必要があります、松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則について、6月1日付で、所要の規定の整備を図ることとしたものです。

なお、これらの規則の改正については、保健体育課で学校給食費の管理を行うにあたり、早急に施行する必要があります、教育長の専決処分により実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、御報告するものです。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第9号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第6 報告第10号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

越智教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(越智所長)

教育支援センター事務所の越智です。よろしく
お願いします。

報告書18ページから19ページをお願いします。
報告第10号「松山市青少年育成支援委員の退任及
び委嘱について」御説明します。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的
に、市内各地域で巡回活動などを行う松山市青少
年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例
施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱
しています。

この度、教育支援センター事務所の会計年度任
用職員1名の退職に伴う退任と、後任の職員を令
和8年7月1日付けで採用しましたので、新たに
1名を委嘱しました。

また、東中学校区の兵頭里美氏が令和8年6月
14日に御逝去されました。このことに伴う、退任
手続きを行いました。

最後に、湯山中学校区で欠員となっていました
2名の後任者を、令和8年6月23日付で新たに委
嘱しました。

任期は、いずれも令和9年3月31日までです。

速やかに活動を開始するため、急施を要しまし
たので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第
2項の規定により、教育長の専決により処理しま
したので、御報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございません
か。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第10号「松山市青少年育成支援
委員の退任及び委嘱について」御異議ございませ
んか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆
様から何か御意見や御質問などはございませ
んか。

(一同)

なし

(教育長)

特にないようでございますので、以上をもちま
して、本日予定の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第7回定例会を閉
会いたします。

(石川次長)

御起立をお願いします。

一同、礼。

以上、会議の次第を記載したものであり、その正
当なることを証し、ここに署名する。

令和8年7月14日

教育長

委員

記録者

以上